

# 保險局国民健康保險課資料

# 1. 改正項目

# 施行令・算定政令 主要改正項目

## 1. 国民健康保険料の算定方法に関する改正

- 後期高齢者支援金等賦課額の創設
- 基礎賦課額の算定方法の改正(前期高齢者納付金等の納付に要する費用等に関する改正)
- その他(2割軽減の職権適用)

## 2. 後期高齢者医療制度の創設に伴う、国民健康保険の保険料における軽減措置

- 世帯別平等割額半額世帯に関する軽減制度
- 保険料軽減の算定基準となる所得の判定単位に関する見直し
- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保被保険者となる元被用者保険被扶養者に対する保険料減免

## 3. 70歳以上の現役並み所得者の判定及び高額療養費の所得区分の判定

- 平成20年4月～7月の経過措置
- 平成20年8月～平成22年7月の経過措置

## 4. 国民健康保険料の特別徴収に関する改正

## 5. 高額療養費の自己負担限度額の見直し(各制度共通)

## 6. 高額医療・高額介護合算療養費制度の創設に関する改正(各制度共通)

## 7. 後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設に伴う所要の改正

- 国保組合の積立金の算定
- 事務費負担金、療養給付費等負担金、調整交付金、都道府県調整交付金、保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費共同事業交付金等の算定

## 8. 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置

- 国保運営協議会の被用者保険等保険者代表委員に関する経過措置
- 退職被保険者等に係る保険料の算定及び療養給付費等交付金、療養給付費等拠出金に関する経過措置

## 9. 病床転換支援金の納付に要する費用の負担に関する経過措置

- 保険料等に関する読替規定
- 国庫負担、療養給付費等拠出金等に関する読替規定

## 10. 老人保健拠出金の精算に関する経過措置

## 11. その他

- 特定健診等費用に係る国庫負担金

# 関係省令 主要改正項目

## 1. 国民健康保険料の特別徴収に関する改正

## 2. 高額医療・高額介護合算療養費制度の創設に関する改正（各制度共通）

## 3. 後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設に伴う所要の改正

- 事務費負担金、療養給付費等負担金、調整交付金、都道府県調整交付金、保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費共同事業交付金等の算定に関する改正
- 市町村の特別会計の事業勘定の歳入歳出項目
- 後期高齢者となる者に対する資格喪失届の省略 等

## 4. 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置

- 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置（読替規定等）
- 療養給付費等交付金、療養給付費等拠出金に関する経過措置

## 5. 世帯別平等割額半額世帯の軽減等、新たな保険料軽減等の措置に伴う旧国保被保険者に関する手続の整備

- 旧国保被保険者の資格喪失・資格取得時の世帯主の届出 等

## 6. その他

- 老人保健制度の廃止に伴う、老人保健法の規定による医療を受けることができる者に関する手続規定の削除等
- 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等各種様式の改正
- 職員が携帯する証明書様式について、写真、氏名等付記する改正（各制度共通）